

「グルホシネート」、「ジクロロメゾチアズ」及び「ジメスルファゼット」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 4 年 11 月
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている。

1. グルホシネート（農薬）
2. ジクロロメゾチアズ（農薬）
3. ジメスルファゼット（農薬）

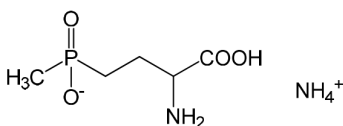
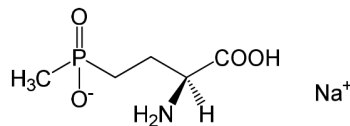
グルホシネート

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年9月1日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大の基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	グルホシネート (Glufosinate)	
構造式	 グルホシネートアンモニウム塩	 グルホシネートP ナトリウム塩
用途	除草剤	
作用機構	グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害することにより殺草作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、もも等 今回、ごまへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 (2012) ARfD = 0.01 mg/kg 体重 (2012)	国際基準 バナナ、にんじん等
	諸外国 米国: 大豆、バナナ等 カナダ: りんご、ぶどう等 EU: りんご、にんじん等 豪州: トマト、ピーマン等 ニュージーランド: ぶどう、キウイ等	
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年 7月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 2月25日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 3月 8日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 7月29日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 令和 3年 8月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年 3月 9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0091 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.01 mg/kg 体重	

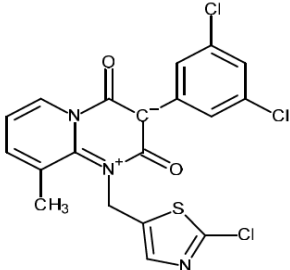
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジクロロメゾチアズ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年11月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジクロロメゾチアズ (Dicloromezotiaz)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	メソイオン系の殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体と結合し、神経伝達を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、キャベツ、だいこん等への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

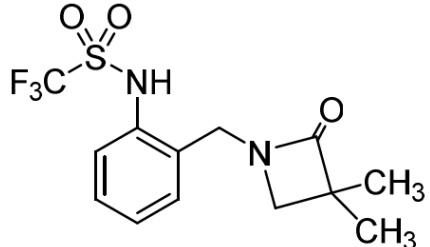
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジメスルファゼット

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和4年11月16日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定及び魚介類の基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジメスルファゼット (Dimesulfazet)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホンアニリド系の除草剤である。脂肪酸合成系に作用する可能性が示唆されているが、詳細な作用機構は不明である。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、移植水稲及び直播水稲への新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【グルホシネート】

●グルホシネートPナトリウム塩

・作物残留試験